

# 裁判官の忌避申し立て

原発避難者  
立ち退き訴訟

尋問却下で被告

山形地裁

東京電力福島第1原発事  
故後、福島県から自主避  
難して米沢市の雇用促進住  
宅に入居した世帯が、無  
償貸与打ち切り後も家賃を  
払わず住み続けているとし  
て、管理する独立行政法  
人が住人に立ち退きなどを  
求めた訴訟の第10回口頭弁  
論が18日、山形地裁であつ  
た。準備書面の提出を経て  
結審したが、被告側は本  
人尋問を却下した裁判官を  
担当から外す忌避を申し立  
てた。

被告側は住宅の貸借関係  
などを立証する準備書面を  
提出し、住人らへの尋問を  
申請した。貝原信之裁判長  
は、既に住人の陳述書が提  
出されていることなどから  
「十分な立証を重ねている」  
と却下。被告側は民事訴訟  
法に基づき、貝原裁判長ら  
裁判官3人の忌避を申し立  
てた。訴訟は一時停止し、  
今後、別の裁判官が申し立  
ての可否を判断する。

口頭弁論後の記者会見  
で、被告の一人で福島市か  
ら避難している武田徹さん  
(78)は「書面では言い表せ  
ない訴えや感情がそれぞれ  
にある。尋問をしないのは  
不自然」と語気を強めた。  
原告は「高齢・障害・求  
職者雇用支援機構」など。  
訴状によると、2017年  
3月末に無償貸与が打ち切  
られた後も雇用促進住宅に

出されていることなどから  
「十分な立証を重ねている」  
と却下。被告側は民事訴訟  
法に基づき、貝原裁判長ら  
裁判官3人の忌避を申し立  
てた。訴訟は一時停止し、  
今後、別の裁判官が申し立  
ての可否を判断する。

家賃を払わずに住み続けて  
いるのは「他の避難者との  
公平公正の観点から容認で  
きない」として、8世帯(う  
ち2世帯は退去)に立ち退  
きと家賃の支払いを求めて  
いる。被告側は契約相手は  
福島県で、原告の請求は不  
当としている。

2019.10.19

山形新聞